

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例の概要について

1. 施設の利用促進に向けた使用規定の見直しについて

(1) 見直し内容

①新たな区分等の貸出について

市民の多様な活動ニーズに対応するため、公民館の共用スペースや久々野公民館及び奥飛騨総合文化センターのホワイエを貸出できるよう使用料を定める。

(例：ミニコンサートの開催や美術作品の展示など)

②商業宣伝や物品等の販売を目的とした使用について

市民がより多様な目的で施設を使用することができるよう、施設の用途や管理上支障がない範囲で、商業宣伝や物品等の販売を目的とした使用を認めることとし、使用料の加算規定を定める。

(例：商談会、フリーマーケット、駐車場でのキッチンカーなど)

(2) 対象施設

No.	名 称	共用スペース 貸出	ホール 有無	ホワイエ 有無	備 考
1	高山市公民館	○			文化会館の3・4階
2	丹生川公民館	—			※
3	清見公民館	—			※
4	荘川公民館	—	有		※
5	一之宮公民館	○	有		
6	久々野公民館	○	有	有	
7	燦燦朝日館ふれあいホール	—	有		※
8	高根公民館	—	有		※
9	国府公民館	○			国府支所の2階
10	上宝公民館	—			※
11	奥飛騨総合文化センター	○	有	有	
12	岩滝公民館	○			
13	新宮公民館	○			

※支所が入っている建物内の一部の部屋のみを公民館として位置付けている施設
(共用スペースなし)

2. 秋神研修センターの廃止について

秋神研修センター 位置図

